６　江　国　協　第　１　号
江東区国民健康保険運営協議会

江東区国民健康保険運営協議会規則第２条の規定により、下記について諮問いたします。

令和６年８月３０日

江 東 区 長
大 久 保　朋 果

記

江東区国民健康保険条例の一部改正について

江東区国民健康保険条例の一部改正の主たる内容を次のように定める。

１　療養の給付の範囲（第６条関係）

特別の事情がないにもかかわらず、１年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第５４条の３に規定されている滞納者に対する療養の給付の支給に係る対応が変更されたため改正する。

２　入院時食事療養費等（第９条の２～第９条の６関係）

特別の事情がないにもかかわらず、１年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第５４条の３に規定されている滞納者に対する入院時食事療養費等の支給に係る対応が変更されたため、関連条項について改正する。

３　徴収猶予（第２４条関係）

急患等として保険医療機関等を受診した場合において、資力の活用が可能となるまでの期間として１年、保険料の徴収猶予をすることができる文言を追加する。

４　過料（第２８条関係）

番号法等一部改正法により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じないものに対する過料の規定を改正する。

５　実施時期

令和６年１２月２日から適用とする。

資料 1

令和６年８月３０日
生活支援部医療保険課

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

国民健康保険法等の改正に基づき、条例の一部を改正する。

２　改正の概要

(1)第６条（療養の給付の範囲）

特別の事情がないにもかかわらず、１年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第５４条の３に規定されている滞納者に対する療養の給付の支給に係る対応が変更されたため改正する。

(2)第９条の２～第９条の６（入院時食事療養費～訪問看護療養費）

特別の事情がないにもかかわらず、１年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第５４条の３に規定されている滞納者に対する入院時食事療養費等の支給に係る対応が変更されたため、関連条項について改正する。

(3)第２４条（徴収猶予）

急患等として保険医療機関等を受診した場合において、資力の活用が可能となるまでの期間として１年、保険料の徴収猶予をすることができる文言を追加する。

(4)第２８条（過料）

番号法等一部改正法により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じないものに対する過料の規定を改正する。

３　新旧対照表

２～３頁のとおり

４　施行期日

令和６年１２月２日

別紙 1

江東区国民健康保険条例　新旧対照表

現行	改正案
目次　（略）	目次　（略）
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（療養の給付の範囲）	（療養の給付の範囲）
第６条　療養の給付の範囲は、法第３６条第１項に定めるところによる。	第６条　療養の給付の範囲は、法第３６条第１項及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
第７条～第９条　（略）	第７条～第９条　（略）
（入院時食事療養費）	（入院時食事療養費）
第９条の２　入院時食事療養費の支給は、法第５２条に定めるところによる。	第９条の２　入院時食事療養費の支給は、法第５２条及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
（入院時生活療養費）	（入院時生活療養費）
第９条の３　入院時生活療養費の支給は、法第５２条の２に定めるところによる。	第９条の３　入院時生活療養費の支給は、法第５２条の２及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
（保険外併用療養費）	（保険外併用療養費）
第９条の４　保険外併用療養費の支給は、法第５３条に定めるところによる。	第９条の４　保険外併用療養費の支給は、法第５３条及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
（療養費）	（療養費）
第９条の５　療養費の支給は、法第５４条及び第５４条の３第３項から第５項までの規定に定めるところによる。	第９条の５　療養費の支給は、法第５４条並びに第５４条の３第４項及び第７項から第９項までの規定に定めるところによる。
（訪問看護療養費）	（訪問看護療養費）
第９条の６　訪問看護療養費の支給は、法第５４条の２に定めるところによる。	第９条の６　訪問看護療養費の支給は、法第５４条の２及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
第９条の７～第２３条　（略）	第９条の７～第２３条　（略）
（徴収猶予）	（徴収猶予）
第２４条　区長は保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、６箇月以内の期間に限つて徴収猶予することができ	第２４条　区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月（急患等として保険医療機関等を受診した

る。	被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として１年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
第２５条～第２７条　（略）	第２５条～第２７条　（略）
（過料）	（過料）
第２８条　区長は、法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、１０万円以下の過料を科する。	第２８条　区長は、法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、１０万円以下の過料を科する。
第２９条～第３１条　（略）	第２９条～第３１条　（略）
	附　則
	（施行期日）
	１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。
	（経過措置）
	２　この条例による改正後の第２４条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年１２月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分の保険料のうち令和６年１１月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
	３　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国民健康保険運営協議会委員名簿

令和６年６月１日現在

被保険者を代表する委員　（８名）　（敬称略）

氏　　名	備　　考
大野　浩一	被保険者
澤井　均	被保険者
井川　明彦	被保険者
行田　眞佐枝	被保険者
伊藤　美穂子	被保険者
岸　栄子	被保険者
白鳥　保江	被保険者
篠山　辰男	被保険者

保険医又は保険薬剤師を代表する委員　（８名）

氏　　名	備　　考
浅川　洋	江東区医師会会長
城田　和彦	〃　医師会副会長
渡部　英一	〃　医師会理事
大塚　正弘	〃　医師会理事
橋本　孝雄	江東区歯科医師会会長
渡邉　広昭	〃　歯科医師会副会長
松田　祐一	江東区薬剤師会副会長
黒崎　昭夫	〃　薬剤師会専務理事

公益を代表する委員　（８名）

氏　　名	備　　考
山本　香代子	区議会議長
おおやね　　匠	区議会議員
矢次　浩二	〃
三次　ゆりか	〃
赤羽目　たみお	〃
米沢　和裕	〃
惣佐　陽子	学識経験者
亀﨑　良一	〃

被用者保険等保険者を代表する委員　（２名）

氏　　名	備　　考
伊藤　修	BIPROGY健康保険組合　常務理事
三好　久雄	中央ラジオ・テレビ健康保険組合　常務理事